**様式-1**

がん患者に対する服薬指導・薬物治療モニタリングの

経験を有する証明書

|  |
| --- |
| （一社）日本臨床腫瘍薬学会　理事長 殿研修申請者氏名 　　　　　　　　　　　　　上記の者は、がん患者に対する服薬指導（薬学的管理を含む。）や薬物治療モニタリングの経験を有することを証明いたします。西暦　　　　 年　　　月　　　日施設名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　責任者役職　　　　　　　　　　　　　　　　　　責任者（署名）　　　　　　　　　　　　　　　　 |

※責任者は、通常、研修申請者が従事する薬局（店舗）の薬局長とする。研修申請者が薬局長の場合は、店舗を運営する会社の責任者または研修申請者を監督する立場の方とします。

※がん患者に対する服薬指導（薬学的管理を含む。）や薬物治療モニタリングの経験とは、研修実施時にコアカリキュラムに従って研修を行う際に支障とならない程度の経験があることを示します。

※責任者（署名）は、責任者が自筆で氏名を手書きしてください。

**様式-2**

（一社）日本臨床腫瘍薬学会　理事長 殿

確認事項

　私は、日本臨床腫瘍薬学会ホームページの申請フォームから登録および以下のすべての事項に同意した上で、研修に申込みをします。

　文書を確認の上、すべての項目に☑を入れること。

□ COVID-19の状況により研修前、研修開始後に、研修病院の都合で研修中止または延期の可能性があること。

□ COVID-19の状況により研修実施に影響が出た場合は、日本臨床腫瘍薬学会（以下、学会）と研修者間で調整を行うこと。

□ 研修病院によっては、受け入れの要件として、各種感染症の抗体検査結果や個人情報取り扱いの誓約書などの提出が必要となること。また、研修病院から必要とされる書類の提出に応じないことで研修が中止になった場合の不利益は、研修病院、学会は責任を負わないこと。

□ 研修者は、原則、30単位すべての研修を修得する必要があること。ただし、やむを得ず欠席しなければならない場合には、その理由＊を含め、研修病院、学会に報告すること。欠席した研修者に対して修了を認めるか否かは、研修病院と学会で協議の上決定する。なお、欠席した研修者に対して、実地研修が適切に修了できなかったと判断した場合には、追加研修を修了しなければ研修修了証を交付しないこと。また、追加研修は、研修病院から追加の研修費用を請求されることがあること。

　※勤務する薬局の都合による欠席は、原則、認めない。

□ 研修病院決定後に研修者または勤務する薬局の都合以外で研修が中止になった場合に限り、研修者には、所定の金額を返金すること。返金額は、状況等に鑑み学会が判断すること。

* 自己都合による研修病院決定後の研修不成立は、次回応募時に選考順位が下がること。

□ 研修中の事故や感染症罹患などは、原則、研修病院および学会は責任を負わないこと。

□ 研修中に研修病院で加療中の患者に対して、損害を与えた場合、学会は一切の責任を負わないこと。必要に応じて、事前に保険等に加入することを推奨すること。

□ その他、研修病院や学会から研修者に対して要望があった場合は、その内容に真摯に対応すること。

□ 研修病院の問題で研修継続が困難と思われる事象が発生した場合は、研修者は学会に申し出る権利があること。

　　　　　　　　　　　　　勤務先責任者（署名）：

　　　　　　　　　　　　　研修者（署名）：

※署名はそれぞれ、本人が自筆で氏名を手書きしてください。